

平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	10	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	新設法人への繰越欠損金制度の拡充		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>新設法人は、初期段階の収入が安定しないことに加え、売上高に比べ初期投資コストが大きくなるなど赤字に陥りやすい傾向がある。また、事業拡張期には、成長に向けた追加投資が必要となるため、脆弱な財務状態が維持されることも少なくない。このため、新設法人の場合には、設立の日から7年を経過する日までの期間に属する事業年度については、資本金1億円を超えても、その繰越欠損金は所得金額の100%まで控除可能とされている。</p> <p>しかしながら、近年では、第四次産業革命に伴う技術進展やグローバルな競争の激化に伴い、新設法人が将来に向けた成長投資として大規模かつ長期的な先行投資を行うケースも増加している。このような企業を取り巻く環境の変化を踏まえ、事業拡張に向けた追加投資や上場準備等を行う新設法人の成長を後押しするべく、新設法人が繰越欠損金を100%控除できる期間の延長を要望する。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>資本金1億円以上の新設法人について、繰越欠損金を所得金額の100%まで控除可能な期間を「設立の日から7年を経過する日までの期間に属する事業年度」から「設立の日から10年を経過する日までの期間に属する事業年度」に延長。</p> <p>当該措置が認められた場合、法人住民税法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。（法人税法第57条第11項第3号において措置された場合、国税との自動連動を図る。）</p>		
関係条文	〔 地方税法第23条第1項第4号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項4号 〕		
減収見込額	〔初年度〕 精査中 （ 精査中 ） [平年度] 精査中 （ 精査中 ） 〔改正増減収額〕 (単位：百万円)		
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>第四次産業革命に向けて産業構造の転換を加速化し、日本の社会的課題を解決していくには、イノベーションと新たな産業を生み出すベンチャー企業の台頭が不可欠であり、第四次産業革命に伴う技術発展や社会的課題の解決に貢献できるベンチャー企業の成長を支援する必要がある。</p> <p>このような考え方は、「日本再興戦略」改定2015（平成27年6月30日閣議決定）においても、「経済にインパクトのある新陳代謝を引き起こすには、ベンチャー企業による新産業の創出が極めて重要」と明記されており、日本政府としても、ベンチャー企業が事業拡張に向けて大規模かつ長期的な先行投資を行い、将来の飛躍的な成長に向けた取組を継続できる事業環境を整備する必要がある。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>第四次産業革命の進展に伴い、巨大資本を背景にしないベンチャー企業もビジネスモデルや技術次第で大きな成長の可能性があることに加え、我が国では少子高齢化や労働力不足など社会課題の解決に向けたビジネスニーズも多く存在している。このような状況において、将来の成長に向けた迅速かつ大胆な挑戦が可能ベンチャー企業は、我が国の経済成長の中核となる貴重な存在となっている。</p> <p>このため、日本政府としても、財務基盤の脆弱なベンチャー企業が事業拡張に向けて大規模かつ長期的な先行投資を行い、将来の飛躍的な成長に向けた取組を継続できる事業環境の整備を行う必要がある。</p> <p>具体的には、繰越欠損金を所得金額の100%まで控除可能な期間を最大10年まで延長することで、ベンチャー企業が成長投資を行うことができる事業環境を整備し、経済成長の中核となり、社会的課題の解決に貢献できるベンチャー企業が連続的に創出される事業環境を形成する必要がある。</p>		

本要望に 対応する 縮減案	
---------------------	--

ページ	10—2
-----	------

合理性		<p>経済産業 —新陳代謝</p> <p>○日本再興戦略改訂 2015（平成 27 年 6 月 30 日） 一. 日本産業再興プラン 1. 産業の新陳代謝の促進 iii) ベンチャー支援</p> <p>○ベンチャー・チャレンジ 2020 （平成 28 年 4 月 19 日 日本経済再生本部決定） 3. 我が国ベンチャーを巡る課題と今度の対応の方向性 （2）民間による自律的なイノベーションエコシステムの構築支援 4. 新たな目標設定と PDCA サイクルの構築 ※ベンチャー企業への VC 投資額の対名目 GDP 比を 2022 年までに倍増とすることを旨とする （現状：0.028%（2012-14 年の 3 か年平均）（内閣府「国民経済計算」、VEC「ベンチャー白書」より）</p> <p>○日本再興戦略 2016（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定） Ⅲイノベーション・ベンチャー創出力の強化、チャレンジ精神にあふれる人材の創出等 1. イノベーション・ベンチャー創出力の強化 （2）新たに講ずべき具体的施策 iv) 「ベンチャー・チャレンジ 2020」の実現</p> <p>○第四次産業革命に向けたリスクマネー供給に関する研究会取りまとめ（2018 年 6 月 29 日） 4. リスクマネー供給先 （1）有望なスタートアップを生み出す、エコシステムの構築</p>
	政策の達成目標	ベンチャー企業の成長を促し、将来大きく成長したベンチャー企業を輩出することで、第四次産業革命の達成を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	精査中
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	ベンチャー企業の創業期における資金支援を通じ、将来の飛躍的な成長のための大規模な投資が増えることが期待でき、大型ベンチャー企業の台頭が見込まれる。
	ページ	10—3

相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	—
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	—
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	—
	要望の措置の 妥当性	全てのベンチャー企業が成長投資を行うことができる事業環境を整備し、将来の経済成長の中核となり、社会的課題の解決に貢献できるベンチャー企業が連続的に創出される事業環境を形成するためには、税制措置が妥当。
ページ	10—4	

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—